

みんなで支え合う

国民健康保険



医療機関の適正受診に

ご協力ください

高齢化の進展、医療技術の高度化などにより、医療費は年々増えており、医療費の増加が国保の財政を圧迫しています。

医療の受け方や生活習慣を見直すだけで医療費を節約することができます。日頃から健康づくりはもちろんのこと、上手に医療機関へ受診するよう心がけましょう。

ちよつとした心がけで医療費節約！

●休日や時間外に救急医療機関を受診しようとする前には、平日の時間内に受診することができないか、考えてみましょう。

●お子さんのケガや急病で病院へ行った方がよいか迷ったときは、小児救急電話相談（短縮ダイヤル）8000または☎077-52417856（）を利用しましょう。

●同じ病気で複数の医療機関を受診する場合は、かかりつけ医に相談しましょう。

- 特定健診や定期的な健診（人間ドック）を必ず受けるよう心がけましょう。
- 薬のもらいすぎには注意しましょう。
- ジェネリック医薬品を選びましょう。
- お住まいの近くにある、信頼できるかかりつけ医をもちましょう。

※…これまでに効き目や安全性が実証されてきた薬と同様に国が認められた安価な薬

かかりつけ医をもつメリット

- いつも同じ医師に診てもらえるので、信頼関係が築ける。
- 体質や持病をわかったうえで診てもらえる。
- 病気の状態により、必要に応じて専門医を紹介し、手続きをしてくれる。
- 日常の健康管理や食生活についてアドバイスしてくれる。

国民健康保険一部負担金の徴収猶予および免除について

災害や失業などで収入が一時的に著しく減少し、医療機関の窓口で支払う医療費の一部負担金の支払いが困難であると認められる世帯は、その一部負担金の徴収猶予や免除を受けられる場合があります。

申請方法など、詳しくは役場住民課 保険年金担当までお問い合わせください。

◆問い合わせ先

住民課 保険年金担当
☎ 6571 有線 7784

国民年金



国民年金保険料の納付が困難な方はご相談ください

国民年金には、経済的な理由で保険料を納めるのが困難な場合に、申請により保険料の納付が免除または猶予される制度があります。

申請の手続きは、草津年金事務所国民年金課または役場住民課で行ってください。

①保険料申請免除

本人・配偶者・世帯主の前年所得が一定基準以下の場合、申請して承認されると保険料の全額または一部が免除されます。承認期間は、原則として7月から翌年6月までです。

※保険料の一部が免除（4分の1免除、半額免除、4分の3免除）になる方は、免除に該当しなかった部分の保険料を納付しなければ未納と同じ扱いになります。

②若年者納付猶予

30歳未満の方で、本人・配偶者の前年所得が一定基準以下の場合、申請して承認されると保険料の納付が猶予されます。承認期間は、原則として7月から翌年6月までです。

③学生納付特例

学生の方で、本人の前年所得が一定基準以下の場合、申請して承認されると保険料が猶予されます。承認期間は、原則として4月から翌年3月までです。

平成22年度に保険料の全額免除または若年者納付猶予された方で、申請時に平成23年度以降も引き続き全額免除または若年者納付猶予を希望された方は、申請手続きが不要です。（退職や被災等の特別な事情で承認された場合や世帯構成等に変更があった場合には、改めて申請手続きが必要です。）

*申請の手続きには、年金手帳・印鑑をご持参ください。なお、会社等を退職された方は、離職票または雇用保険受給資格者証を、学生納付特例を申請される方は学生証を併せてお持ちください。

◆問い合わせ先

草津年金事務所 国民年金課
☎ 077-5671-2220
住民課 保険年金担当
☎ 6571 有線 7784